

佐賀県環境影響評価条例（平成 11 年佐賀県条例第 25 号）第 30 条第 2 項の規定により、「平成 26 年度 一般廃棄物処理施設整備に伴う環境影響評価（事後調査結果）報告書」を作成したので、同条例第 31 条の規定により次のとおり公告します。

平成 27 年 5 月 1 日

佐賀県西部広域環境組合
管理者 塚部 芳和



1 事業者の氏名及び住所

氏名 佐賀県西部広域環境組合管理者 塚部芳和（伊万里市長）

住所 佐賀県伊万里市立花町 1 5 4 2 番地 2 4

2 対象事業の名称、種類及び規模等

(1) 施設の名称 一般廃棄物処理施設

(2) 施設の設置場所

佐賀県伊万里市松浦町中野原 3055 番地外 18 筆及び山形 5087-1 番地外 25 筆

(3) 施設の種類 焼却溶融施設、破碎施設

(4) 施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ

(5) 施設の能力（焼却溶融施設）

○処理対象物：可燃ごみ、不燃・粗大ごみ処理後の可燃残渣

○処理能力：205 t/日

（破碎施設）

○処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ

○処理能力：22 t/日

(6) 対象事業の実施区域

佐賀県伊万里市松浦町山形 地内

(7) 関係地域の範囲

伊万里市及び武雄市

(8) 実施した事後調査の項目（平成26年度の事後調査の項目）

騒音、振動、低周波音、水質、動物、植物

3 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

佐賀県西部広域環境組合事務局、松浦公民館、伊万里市環境課、
武雄市環境課、鹿島市環境下水道課、嬉野市環境水道課、有田町環境課、大町
町生活環境課、江北町環境課、白石町生活環境課、太良町環境水道課

(2) 縦覧期間

平成27年5月1日から平成27年5月31日まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）
に規定する休日は、縦覧できません。

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで